

精神看護方法論(看護学科3年次)の授業紹介

～犯罪を起こしてしまった精神障害者の方の看護を考えました～

平成23年7月5日(火)の講義に、琉球病院副看護師長の親泊さんが来てくださいました。

心神喪失又は心神耗弱の状態(精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態)他害行為を行った人の再犯防止と社会復帰を促進することを目的として新たに創設された処遇制度が「医療観察法」です。(法務省のサイト『医療観察制度』より)

親泊さんは、平成15年に成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、入院決定を受けた人が入院治療を受ける、厚生労働省所管の指定入院医療機関にあたる医療観察法病棟に勤務されています。罪を犯してしまった対象者の方の治療支援に、多職種チームで協同して取り組みつつ、犯した罪を振り返り向き合うことの支援もされるそうです。対象者の方に寄り添い思いを受け止め、退院支援をする看護師役割を担う中で、複雑な感情や、強い葛藤を抱くこともあったそうです。しかし、チームのなかで話し合っ自分に向き合い、改めて自分の看護観をはっきりと再認識した結果、今は対象者の方が再び社会生活を送れるほどに変容してゆく支援に大きなやりがいを持っている、と熱く語る親泊さんの姿には輝く希望がありました。学生たちからは「私もそんな看護師になりたい」「看護の役割を考えさせられた」などのコメントがあり、未知の世界の看護にも刺激をうけていました。



講義なんて緊張する、と言いながらもエネルギーに日々の看護を語り、学生へエールを送ってくださった親泊さん。

健康に関する支援だけでなく、犯した犯罪に向き合いながら再び自分の人生を歩みだす支援は、これまでにはない看護の役割です。看護基礎教育で学生とともに取り組んでゆくことは、対象者だけでなく看護師など様々な立場からより実践に即したものである必要を改めて感じました。貴重な時間をありがとうございました。

精神看護学(鈴木、伊礼、平上)

本大学の大学院で学ぶノーブルメディカルセンター副看護部長の鬼頭さんも討議に参加してくださいました。

